

# 私学事業団の募金支援「受配者指定寄付金」

## 受配者指定寄付金制度とは

**寄付者**が、寄付金の受取先となる**学校法人**を予め指定して  
**日本私立学校振興・共済事業団**に対して寄付をする制度です。

- ・この制度を利用した寄付金は、寄付額の全額を損金に算入することが可能です。
- ・この制度により、寄付者が**企業等**である場合は、**学校法人**が直接寄付金を受領する場合と比べて、税優遇措置が拡大するため、寄付金が集めやすくなる効果があります。

**学校法人**は、支払時など必要な時に寄付金を受け取ることができます。

- ・寄付金の受け取りには、**日本私立学校振興・共済事業団**に対する配付手続きが必要です。  
(寄付金配付申請といいます)
- ・寄付金配付手続きでは、寄付金を充てる事業の概要や支払い状況などの確認を行います。

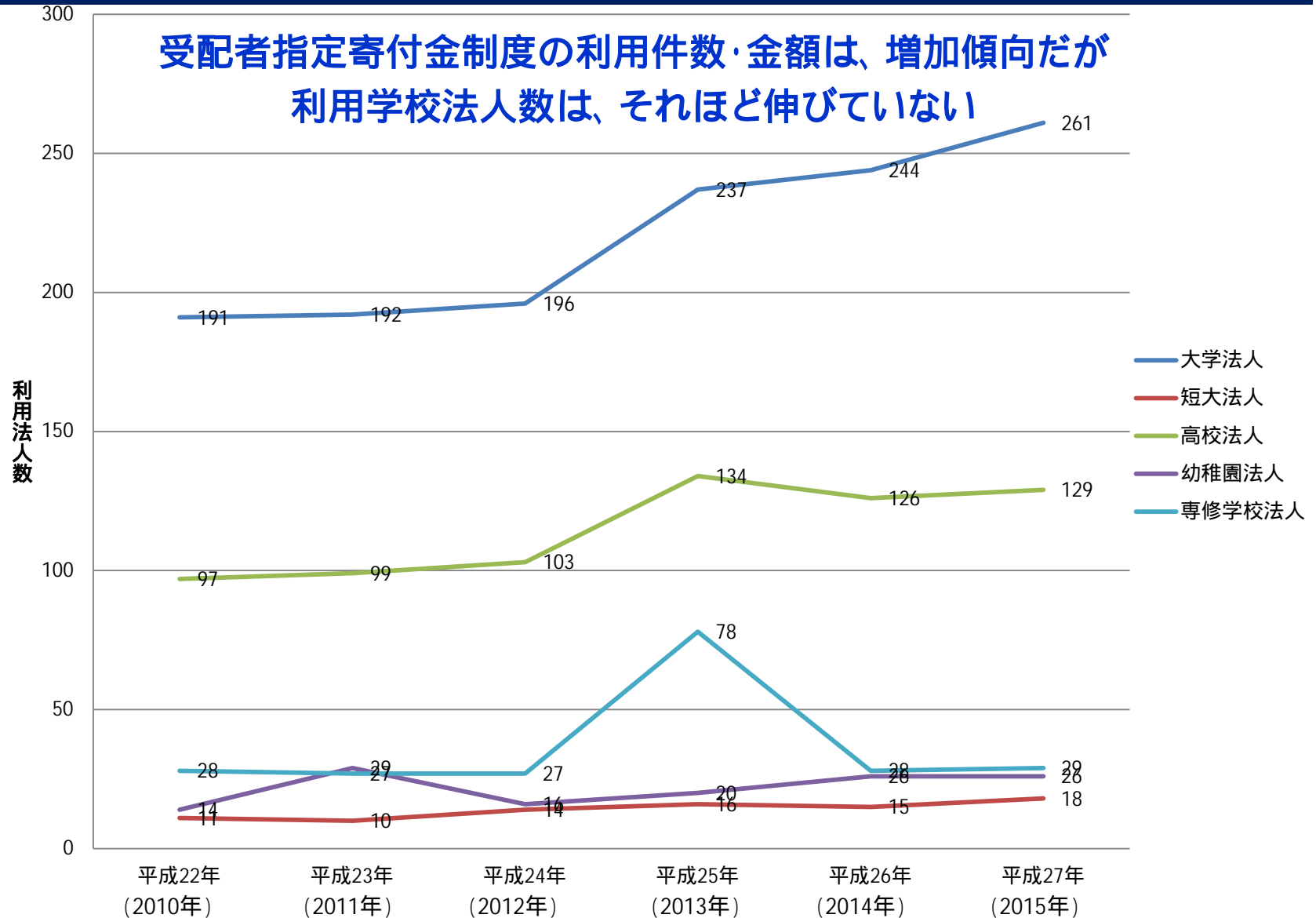
昭和46(1971)年大蔵省告示第62号により  
「指定寄付金」となる  
企業等が支出した寄付金は全額損金算入ができる！

# 受配者指定寄付金の利用状況

受配者指定寄付金制度の利用件数・金額は、  
おおむね増加傾向！



# 受配者指定寄付金 利用法人数の推移



平成25年度(2013年度)の専修学校法人数の増は、実習用自動車一斉現物寄付の影響による

# 私学事業団の募金支援 『私立学校寄付金支援ポータルサイト』

## 寄付支援事例

東日本大震災により被災された私立学校へ寄付支援

### 支援希望例

- ・被災学生が多いので就学支援のための奨学基金創設
- ・津波によって被害にあった図書を整備
- ・スクールバスの購入費用

### 支援申出例

- ・漁業振興のため水産研究へ支援寄附をしたい。
- ・津波による防災機能の強化や広域防災体制についての研究支援

45学校法人 総額22,970,000円の寄付支援が実現

(平成25年3月31日現在)

# 私学事業団の募金支援 『私立学校寄付金支援ポータルサイト』

## 寄付支援事例

熊本地震により被災された  
私立学校へ寄附支援



# 私学事業団の募金支援 『私立学校寄付金支援ポータルサイト』

## 寄付支援事例

### 熊本地震により被災された私立学校へ寄附支援

#### 寄付金による支援を希望する私立学校一覧（平成28年6月8日現在）

- [東海大学](#)（PDF：93KB）  
東海大学九州キャンパス、東海大学附属熊本星翔高等学校、  
認定こども園 東海大学附属かもめ幼稚園
- [九州ルーテル学院](#)（PDF：82KB）  
九州ルーテル学院大学、ルーテル学院中学・高等学校
- [鎮西学園](#)（PDF：50KB）  
鎮西高等学校、鎮西中学校、真和高等学校、真和中学校
- [君が淵学園](#)（PDF：46KB）  
崇城大学
- [熊本学園](#)（PDF：61KB）  
熊本学園大学、熊本学園大学附属高等学校、熊本学園大学附属中学校、  
熊本学園大学附属敬愛幼稚園
- [尚綱学園](#)（PDF：45KB）  
尚綱大学、尚綱大学短期大学部、尚綱高等学校、尚綱中学校、  
尚綱大学短期大学部附属こども園
- [御船学園](#)（PDF：50KB）  
平成音楽大学

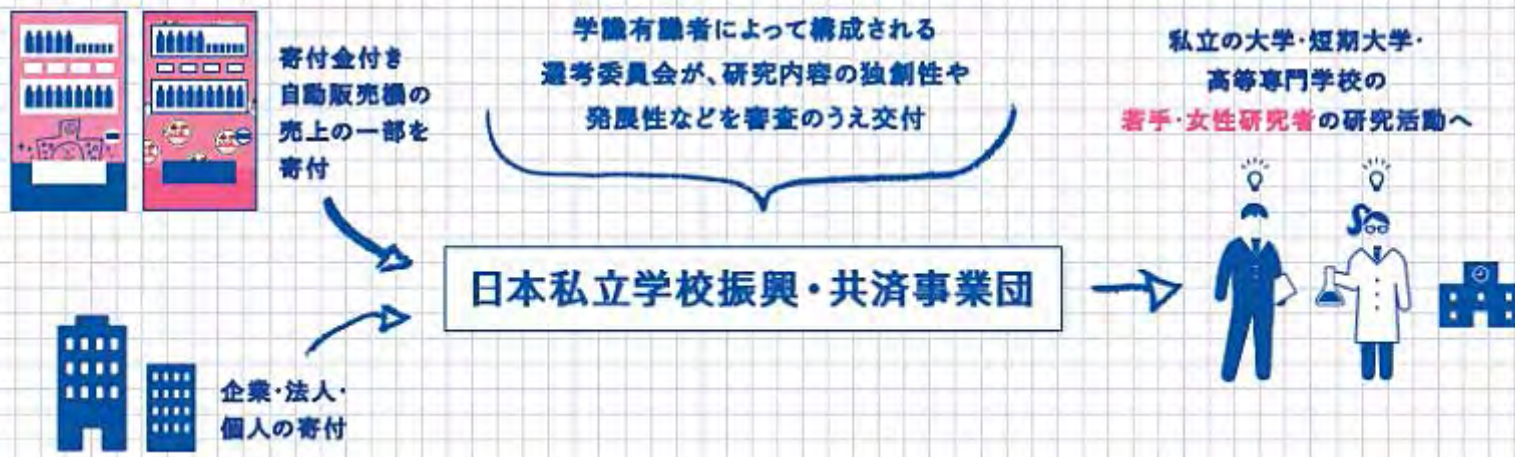
## 「若手・女性研究者奨励金」とは

日本の国際競争力の向上は若手・女性研究者の育成にかかっています。そのためには、社会全体で支援を行っていく取り組みが必要です。日本私立学校振興・共済事業団では、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下、私立大学等）の若手研究者と女性研究者たちの研究を応援する「若手・女性研究者奨励金」を立ち上げました。この奨励金は、私立大学等に対して若手研究者や女性研究者が取り組む研究課題を公募したうえ、その研究内容の独創性や発展性などを選考委員会によって審査し、交付するものです。

社会一般の皆さまからの寄付金をこの奨励金の財源としています。いただいた寄付金は全額を奨励金に充て、若手・女性研究者の研究活動の充実・向上・活性化に役立てます。



### 「若手・女性研究者奨励金」への寄付の流れ



# 私学事業団の寄付事業 『若手・女性研究者奨励金』



その1本が、未来をつくる



# 学校法人に係る税制の概要

## 《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	<p>【教育研究事業】 非課税</p> <p>【収益事業】 課税 軽減税率 19% [株式会社等の場合、税率23.4%]          ※みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出）          収入の50%（当資金額が200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能          （通常の公益法人等は20%）          ※収益事業の適用除外          私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等</p>
	その他の税目	<p>非課税</p> <p>所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）、印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。）</p>
地方税		<p>非課税</p> <p>住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く）          不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産等を除く）</p>

## 《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国税 ※1	<p>【税額控除額】（平成23年度改正）  <math>(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%</math>  <math>(\text{総所得額の} 2.5\% \text{が限度額})</math></p>	
	※2	<p>【所得控除額】  <math>\text{寄附金額} - 2\text{千円}</math>  <math>(\text{総所得の} 40\% \text{が上限})</math> ☆</p>	<p>【損金算入限度額】  <math>\text{資本金等の額} \times 0.375\%</math>  <math>+ \text{当該年度所得} \times 6.25\%</math> × 1/2 ※3</p>
	地方税	<p>【税額控除額】  <math>(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%</math>  <math>(\text{総所得の} 30\% \text{が上限})</math> ☆</p>	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）		(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

- （※1）次のいずれかの条件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人
- ① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること
- ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。
- （1）実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合、このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
- （2）実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合、このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（イ）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
- （ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×5000÷定員等の総数（当該総数が500人未満の場合は1500）
- （イ）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×1億÷公益目的事業費用等の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）
- （ウ）寄附金額が年平均30万円以上
- （※2）税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。
- （※3）損金算入されなかった部分は、 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$ を限度として更に損金算入される。

## 最近の税制改正

○一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の税額控除の導入（平成23年度～）

2011年度～

○学校法人の定員・事業規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和（2015年度～）

（定員については平成27年度～、事業規模については平成28年度～）

○無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る印紙税の非課税措置の創設

（平成28年度～）

2016年度～

※税額控除制度指定法人数  
335(約50%)  
(平成28年4月現在)

※特定公益増進法人制度  
指定法人数  
581(約88%)  
(平成28年4月現在)

# 個人からの寄付金 『税額控除』の導入

## (1) 税額控除方式

### 特徴

所得税率に関係なく所得税額から直接控除される。

特に小口の寄付金支出者への減税効果が高い。

以下の計算式より「寄付金控除」として所得税から控除されます

$$(\text{寄付金合計 } 1 - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額 } 2$$

- 1 年間所得金額の40%に相当する額が限度
- 2 所得税額の25%が限度

## (2) 所得控除方式

### 特徴

各寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じる。

所得金額 < 寄付金額 の場合に減税効果が高い。

以下の計算式より「寄付金控除」として所得税から控除されます

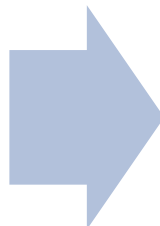
$$(\text{寄付金合計額 } 3 - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額 } 4$$

- 3 年間所得金額の40%に相当する額が限度
- 4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

# 個人からの寄付金 『税額控除』の導入

平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。



寄付募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなった。

緩和後の要件

寄付金収入金額が経常収入金額の20%以上

または、

3,000円以上の寄付金を支出した者(判定基準寄付者数)が年平均100人以上

ただし、実績判定期間内に設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄付者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄付者} = \frac{\text{実際の寄付者数} \times 5,000}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$$

(イ)寄付金額が年平均30万円以上

## 1 所得税の寄付金税額控除

$(\text{年間の寄付金合計額}^{*1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{寄付金控除額}^{*2} \Rightarrow \text{所得税額から控除}$

\*1：年間の寄付金合計額が年間総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

\*2：寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

### ■ 所得税の寄付金税額控除額の目安（単位：円）

寄付金額	10,000	20,000	30,000	50,000	100,000	300,000	500,000
税額控除額	3,200	7,200	11,200	19,200	25,625～39,200	25,625～119,200	25,625～199,200

※ 税額控除は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除と比較してほとんどのご寄付の場合、減税効果が大きくなります。確定申告時に税額控除か所得控除のどちらかを寄付者自身が選択して所得税の控除を受けることができます。

## 2 個人住民税の寄付金税額控除 地方自治体の条例により指定された場合に限りです

$(\text{寄付金額}^{*3} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}^{*4} = \text{住民税の控除額}$

\*3：年間総所得金額等の30%が上限となります。

\*4：控除率は都道府県指定は4%、市区町村指定は6%、双方指定は10%となります。